

利用料金（指定地域密着型通所介護事業）

利用料金（1単位＝10円で算出しています。）

	1日あたりの 利用料（介護 報酬額）	1日あたりの自己負担額 （法定代理受領の場合）		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	4,090円	409円	818円	1,227円
要介護 2	4,690円	469円	938円	1,407円
要介護 3	5,300円	530円	1,060円	1,590円
要介護 4	5,890円	589円	1,178円	1,767円
要介護 5	6,510円	651円	1,302円	1,953円
送迎なし	-470円	-47円	-94円	-141円
生活機能向上連携加算	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練加算を算定し	1,000円	100円	200円	300円
個別機能訓練加算Ⅰ	460円	46円	92円	138円
個別機能訓練加算Ⅱ	560円	56円	112円	168円
口腔機能向上加算	1,500円	150円	300円	450円
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	180円	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算Ⅰロ	120円	12円	24円	36円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	60円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	6円	12円	18円

基本料金に対して算定の加算（この加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。）

加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅲ
算定率	5.9%	4.3%	2.3%

加算	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
算定率	1.2%	1%

- ・法定代理受領サービスであるときは介護保険法に基づく介護報酬の告示上の額の1割～3割の負担となります。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用分は、全額自己負担となります。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業所に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書を市区町村に提出すると差額の払い戻しを受けることができます。

※事業所の所在地により**地域加算料金**として下記の単価にて料金を算出します。

事業所所在地	分類	1単位あたりの単価
鎌ヶ谷市	6級地	10.27円
佐倉市・松戸市・八千代市	5級地	10.45円
船橋市・習志野市	4級地	10.54円
千葉市	3級地	10.68円

その他の費用

	費用項目	料金
おむつ代	・原則としてご持参下さい。 ・事業所のおむつ等を使用した場合は、次の費用が掛かります。	① 紙おむつ・・・1枚 100円（税抜） ② 紙パンツ（リハビリパンツ）・1枚 100円（税抜） ③ 尿とりパッド・・・1枚 80円（税抜）
送迎代	・通常の事業の実施地域以外の場合に送迎代が掛かります。	通常の事業の実施地域以外の場合は交通費の実費を頂きます。1km25円（税抜）
材料費	趣味活動等個別にかかる費用等	実費負担
書類	記録の複写費	無料
解約料		無料

その他	レクリエーション等の費用（施設外での食事代、他の施設への入園料等）で利用者が自己負担を認めた費用	実費負担
-----	--	------

キャンセルについて

①下記の料金をいただきます。

②利用者はサービスの変更、中止を行う場合、前日17時00分まで(前日が日曜日の場合は金曜日の17時00分まで)に事業所に通知することとします。お申し出をいただいた場合は、キャンセル料はいただきません。それ以後にお申し出いただいた場合、下記のキャンセル料をいただきます。

前日の17時00分までにご連絡がない場合	1,500円(税抜)
----------------------	------------

④ 利用者の容態の急変等の緊急時等やむをえない事情がある場合、キャンセル料はいただきません。

※総合事業（要支援）につきましては、市町村毎に利用料金が変わります。
詳しくは営業所にお問合せください。